盛岡市告示第 497号

盛岡市地方就職支援金支給要綱を次のように定める。

令和６年10月18日

盛岡市長　内　舘　　茂

盛岡市地方就職支援金支給要綱

（目的）

第１　この告示は、大学を卒業する年度の学部生に対し、就職により東京圏内から市の区域内に移住する場合に地方就職支援金（以下「支援金」という。）を支給することにより、若者等の市内への移住及び定住の促進を図ることを目的とする。

（定義）

第２　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 大学　東京都内に本部がある大学であって、市長が別に定めるものをいう。

(2) 学部生　次のいずれにも該当する者をいう。

ア　大学を卒業する年度において、その大学の東京圏内のキャンパスに原則として４年以上在学し、かつ、当該大学を卒業する見込みである者

イ　大学を卒業する年度において、東京圏内に継続して在住している者

(3) 東京圏内　埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県のうち、条件不利地域を除く区域をいう。

(4) 条件不利地域　次に掲げるいずれかの地域を含む市町村（地方自治法（昭和22年法律第67号）第 252条の19第１項に規定する指定都市を除く。）の地域をいう。

ア　離島振興法（昭和28年法律第72号）第２条第１項の規定により指定された離島振興対策実施地域

イ　山村振興法（昭和40年法律第64号）第７条第１項の規定により指定された振興山村の地域

ウ　小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第４条第１項に規定する小笠原諸島

エ　半島振興法（昭和60年法律第63号）第２条第１項の規定により指定された半島振興対策実施地域

オ　過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和３年法律第19号）第２条第１項に規定する過疎地域

(5) 内定先企業　次に掲げる要件のいずれにも該当するものをいう。

ア　勤務地が岩手県内に所在すること。

イ　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第 122号）に定める風俗営業者でないこと。

ウ　暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。

エ　官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）でないこと。

オ　就業者にとって３親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人等でないこと。

（支給要件）

第３　支援金は、次に掲げる要件のいずれにも該当する学部生に対し、予算の範囲内で支給する。

(1) 大学を卒業する年度の10月１日以後に、内定先企業に就職することが内定していること。

(2) 大学を卒業した後、次に掲げる要件を全て満たす条件で内定先企業に就職する見込みがあり、かつ、当該就職により転入（市の区域内に住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条第１項に規定する転入をいう。第９において同じ。）する意思を有している者（第５第１項の規定による申請の際現に住民基本台帳法の規定により市の住民基本台帳に記録されている者（以下この号及び第９第１号において「市民」という。）にあっては、市の区域内に移住する意思を有している者）であること。

ア　期間の定めのない労働契約（１週間の所定労働時間が20時間以上であるものに限る。）に基づき就業する見込みであること。

イ　転勤、出向又は研修等により他の市区町村に住民票の異動を要する勤務地の変更がない勤務の形態で採用が予定されていること。

(3) 外国人にあっては、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者又は特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

(4) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(5) 前各号に掲げるもののほか、支援金を支給することが適当でないと市長が認めた者でないこと。

（支給金額）

第４　支援金の額は、大学を卒業する年度の６月１日以後に、学部生が内定先企業が実施した選考面接等に参加するために要した交通費（１往復分に限る。）の額とし、その額が１万 5,200円を超えるときは１万 5,200円を限度とする。

（支給の申請）

第５　支援金の支給を受けようとする学部生は、盛岡市地方就職支援金支給申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 本人であることを確認するために必要な書類

(2) 内定先企業による内定証明書

(3) 在学証明書（卒業学年であることを証するもの（学年の記載がない場合にあっては、発行済の証明書に当該内容に係る加筆及び証明印の押印があるもの））

(4) 交通費の領収書

(5) 第２第２号イに該当することを確認するために必要な書類

(6) 第３第３号に該当する場合にあっては、同号に該当することを確認するために必要な書類

(7) 第３第４号に該当することを確認するために必要な書類

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

２　前項の規定による申請は、別に定める期日までに行わなければならない。

（支給の決定等）

第６　市長は、申請書の提出があったときは、その内容を審査し、支援金の支給を決定したときは盛岡市地方就職支援金支給決定通知書により、支援金を支給しないこととしたときは盛岡市地方就職支援金不支給決定通知書により当該申請書を提出した者に通知するものとする。

（支援金の支給）

第７　市長は、支援金の支給を決定した学部生に対しては、当該支給に係る申請のあった日から３月以内に支援金の支給を行うものとする。

（報告及び立入調査）

第８　市長は、必要があると認めたときは、支援金を支給した者に対し、報告及び立入調査への協力を求めることがある。

（支援金の返還）

第９　市長は、支援金の支給を受けた者が次の各号に掲げる場合に該当したときは、当該各号に定める額の支援金の返還を求めるものとする。ただし、内定先企業の倒産、災害、支援金の支給を受けた者の病気等のやむを得ない事情があると市長が認めた場合は、この限りではない。

(1) 次のいずれかに該当する場合　支援金の全額

ア　虚偽の申請等をした場合

イ　第５第１項の規定による申請をした日から１年を経過する日までの間に当該申請に係る内定先企業に就業しなかった場合

ウ　第５第１項の規定による申請をした日から１年を経過する日までの間に転入しなかった場合（当該申請の際現に市民である場合を除く。）

エ　第５第１項の規定による申請に係る内定先企業に就業した日から１年を経過する日までの間に当該内定先企業を退職した場合（当該退職をした日から３か月を経過する日までの間に他の内定先企業に第３第２号ア及びイの条件により就業する場合を除く。）

オ　転入した日又は第５第１項の規定による申請に係る内定先企業に就業した日のいずれか遅い日から３年を経過する日までの間に市の区域内から転出した場合

(2) 転入した日又は第５第１項の規定による申請に係る内定先企業に就業した日のいずれか遅い日から３年を経過する日から５年を経過する日までの間に市の区域内から転出した場合　支給した支援金の半額（その額に１円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）

（補則）

第10　この告示に定めるもののほか、支援金の支給に必要な事項は、市長が定める。